

## 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書の記入方法

### ○報告書 項目2 青森県補助金等の交付に関する規則第13条の規定による確定額又は事業実績報告による精算額

確定通知書に記載された確定補助金額を記入してください。

### ○報告書 項目3 消費税額の申告により確定した消費税仕入控除税額（要返還相当額）

消費税の申告方式により、以下のとおり記入してください。

	消費税申告方式	項目3 記入方法	補助金に係る仕入控除税額の算出方法
①	消費税の確定申告の義務がない場合 (新規～開業2年目もしくは、前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業主)	0円と記入	補助金返還額なし
②	簡易課税方式により申告している場合		
③	公益法人(一般社団法人、社会福祉法人、社会医療法人)等で特定収入割合が5%を超えている場合		
④	2割特例を利用して申告している場合		
⑤	補助対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合		
⑥	補助対象経費の全てが人件費等の非(不)課税仕入となっている場合		
⑦	課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合	算出方法の 計算結果を記入	補助金額 × 10/110
⑧	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	算出方法の 計算結果を記入	補助金額 × 課税売上割合 × 10/110
⑨	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって個別対応方式により消費税の申告を行っている場合	算出方法 (A)と(B)の 合計額を記入	(A) 課税売上のみ」に要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち課税売上対応分} \div \text{補助対象経費} \times 10/110$ (B) 課税売上と非課税売上に共通して要する補助対象経費に使用された補助金 $\text{補助金額} \times \text{補助対象経費のうち共通対応分} \div \text{補助対象経費} \times \text{課税売上割合} \times 10/110$

※ 課税売上割合 = 「課税期間の課税売上高(税抜) ÷ 課税期間の総売上高(税抜)」

※ 上記の計算については、計算処理の途中において小数点以下の端数処理をしないこと。計算の最後に1円未満の端数を切り捨てること。

## 添付書類

下記を参考に、報告書の記載内容を確認するための書類を添付してください。

(補助金返還額がない場合も添付が必要です)

	消費税申告方式	添付書類
①	消費税の確定申告の義務がない場合 (新規～開業2年目もしくは、前々年度の課税売上高が1,000万円以下の事業主)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税)確定申告書(写)及び損益計算書等、売上高を確認できる資料</li> <li>・新たに設立された法人の場合は、設立日、事業年度、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料(法人設立届出書 写 等)</li> <li>・消費税課税事業者選択不適用届出書(写)</li> <li>・免税事業所であることを証する書類(写)</li> </ul>
②	簡易課税方式により申告している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書(簡易課税用)(写)</li> </ul>
③	公益法人(一般社団法人、社会福祉法人、社会医療法人)等で特定収入割合が5%を超えている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書(写)</li> <li>・消費税確定申告書付表2(計算表 写)</li> <li>・特定収入割合を確認できる書類(写)</li> </ul>
④	2割特例を利用して申告している場合	
⑤	補助対象経費にかかる消費税を個別対応方式において「非課税売上のみ」に要するものとして申告している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書(写)</li> <li>・消費税確定申告書付表2(計算表)(写)</li> </ul>
⑥	補助対象経費の全てが人件費等の非(不)課税仕入となっている場合	
⑦	課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の法人等の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書(写)</li> <li>・消費税確定申告書付表2(計算表)(写)</li> </ul>
⑧	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって一括比例配分方式により消費税の申告を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費及び消費税控除税額の積算内訳(同封の様式)</li> </ul>
⑨	課税売上割合が95%未満または課税売上高が5億円超の法人等であって個別対応方式により消費税の申告を行っている場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費税確定申告書(写)</li> </ul>

※ 消費税確定申告書(写)は、補助事業実施時期を含む課税期間の書類を提出してください。

※ 上記の資料で確認できない場合には、追加資料の提出をお願いすることがあります。

※ 提出にあたっては、税理士等と相談・確認の上、提出してください。